

令和2年度西原町下水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

- 1 審査の対象 令和2年度西原町下水道事業会計決算
- 2 審査期間 令和3年6月28日、7月1日、7月2日（3日間）

3 審査の基本方針

審査に付された下水道事業会計については、西原町監査基準および地方公営企業法、同施行令及び同施行規則の規定に従い、決算報告書、損益計算書、貸借対照表及び剰余金計算書（利益剰余金及び資本剰余金）が適正に表示されているかどうか、事業の運営に当たっては地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従い、効率的な運営と公共性の確保に留意されているかどうか重点をおいて審査した。

第2 審査の結果

1 決算書表

審査に付された決算書及び財務諸表は、前記の方法により審査した限りにおいて、決算その他関係書類が地方公営企業関係法令に適合し、かつ、正確に表示されているものと認められる。

なお、下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を全部適用し、初めての決算となることから、一部を除き当年度の数値のみ記載している。

2 事業の実績

(1) 業務の状況

令和2年度における業務量については、使用戸数が2,617戸（前年度2,471戸）で、前年度に比べ146戸（5.9%）の増加となっている。

また、年間総排水量は、1,515,089 m^3 で、前年度に比べ84,391 m^3 （5.9%）の増加、年間有収水量は1,515,089 m^3 で前年度に比べ84,391 m^3 （5.9%）の増加となり、年間有収率は100%となっている。

使用戸数等の状況

事 項	単 位	令和2年度	令和元年度	比 較	
				増 減	増減率
年度末使用戸数	戸	2,617	2,471	146	5.9%
年間総排水量	m ³	1,515,089	1,430,698	84,391	5.9%
年間有収水量	m ³	1,515,089	1,430,698	84,391	5.9%
有収率	%	100.00	100.00	0	0.0%

※有収率＝有収水量／総排水量×100

(処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合)

行政人口(35,316人)に対する下水道普及率は、42.2%、処理区域内の水洗化率は68.4%となっている。

※普及率は、行政人口に対する使用可能人口の比で、14,894人(使用可能人口)／35,316人(行政人口)×100で求める。

※水洗化率は、使用可能人口に対する使用人口の比で、10,183人(使用人口)／14,894人(使用可能人口)×100で求める。

(2) 予算の執行状況

ア 収益的収入及び支出

(単位：円、%)

区分	予算額	決算額	収入率 執行率	不用額
下水道事業収益	408,393,000	412,734,775	101.1	—
下水道事業費用	411,948,000	407,232,321	98.9	4,715,679

事業収益は、予算額408,393,000円に対し、決算額は412,734,775円で、予算に対する収入率は101.1%となっている。

事業費用では、予算額411,948,000円に対し、決算額は、407,232,321円で、予算に対する執行率は98.9%、不用額は4,715,679円となっている。

イ 資本的収入及び支出

(単位：円、%)

区分	予算額	前年度繰越額	合計	決算額	収入率 執行率	翌年度繰越額	不用額
資本的収入	209,730,000	0	209,730,000	189,275,200	90.2	0	—
資本的支出	328,278,000	0	328,278,000	306,099,621	93.2	21,489,000	689,379

資本的収支の予算の執行状況は、収入では、予算額 209,730,000 円に対し、決算額は 189,275,200 円で、予算額に対する収入率は 90.2%となっている。

支出では、予算額 328,278,000 円に対し、決算額は 306,099,621 円で、予算額に対する執行率は 93.2%となっており、翌年度繰越額 21,489,000 円を除いた 689,379 円が不用額となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 116,824,421 円は、引継金 37,390,566 円、当年度分損益勘定留保資金 74,278,261 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,155,594 円で補てんしている。

(3) 経営成績

当年度の経営成績は下記のとおりである。

損益計算書年度比較

(単位：円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
営業収益 A	148,234,039	—	—	—
営業費用 B	354,578,621	—	—	—
営業利益 C=A-B	△206,344,582	—	—	—
営業外収益 D	250,622,392	—	—	—
営業外費用 E	33,058,324	—	—	—
経常利益 F=C+D-E	11,219,486	—	—	—
特別利益 G	0	—	—	—
特別損失 H	9,715,190	—	—	—
当年度純利益 I = F+(G-H)	1,504,296	—	—	—
前年度繰越利益剰余金	0	—	—	—
その他未処分利益剰余金 変動額	0	—	—	—
当年度未処分利益剰余金	1,504,296	—	—	—

ア 経営成績の概要

当年度は、下水道事業収益398,856,431円に対し下水道事業費用が397,352,135円で、純利益は、1,504,296円となっている。

イ 収益

当年度の下水道事業収益398,856,431円の内訳は、営業収益148,234,039円、営業外収益250,622,392円である。

営業収益の主なものは、下水道使用料で138,933,041円である。

営業外収益の主なものは、他会計補助金138,323,286円、長期前受金戻入110,538,612円である。

ウ 費用

当年度の下水道事業費用397,352,135円の内訳は、営業費用354,578,621円、営業外費用33,058,324円、特別損失9,715,190円である。

営業費用の主なものは、管渠費の負担金73,283,986円、総係費の給料22,029,900円、手当11,955,815円である。

営業外費用の主なものは、企業債支払利息31,685,658円である。

特別損失の主なものは、令和2年度6月期末・勤勉手当引当金3,063,000円、令和元年度確定消費税6,018,800円である。

※管渠（かんきょ）とは、家庭や工場の下水を処理場まで流す施設のこと、鉄筋コンクリート管や塩化ビニル管などがある。管渠費はそれら施設に係る費用をいう。

(4) 財政状況

当年度の財政状況は下記のとおりである。

貸借対照表年度比較

(単位：円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
固定資産	8,747,813,836	—	—	—
流動資産	56,408,971	—	—	—
資産合計	8,804,222,807	—	—	—
固定負債	3,434,841,859	—	—	—
流動負債	236,381,628	—	—	—
繰延収益	3,964,963,361	—	—	—
負債合計	7,636,186,848	—	—	—
資本金	1,166,531,663	—	—	—
剰余金	1,504,296	—	—	—
資本合計	1,168,035,959	—	—	—
負債・資本合計	8,804,222,807	—	—	—

ア 資産

当年度末の資産は、8,804,222,807円で、その内訳は固定資産が8,747,813,836円、流動資産が56,408,971円となっている。

また、固定資産のうち有形固定資産は、7,379,631,239円で、無形固定資産は1,360,182,597円となっている。

イ 負債

当年度末の負債は、7,636,186,848円で、その内訳は固定負債が3,434,841,859円、流動負債が236,381,628円、繰延収益が3,964,963,361円となっている。

ウ 資本

当年度末の資本は1,168,035,959円で、その内訳は資本金1,166,531,663円、剰余金1,504,296円となっている。

エ 企業債

当年度の企業債及び一時借入金の状況は、下記のとおりである。

① 企業債

(単位：円)

区分	前年度末残高	本年度借入額	本年度償還額	本年度末残高
財政融資資金	2,843,657,660	54,000,000	125,908,516	2,771,749,144
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	314,637,834	0	25,680,092	288,957,742
地方公共団体金融機構	198,473,822	0	9,818,422	188,655,400
地方公営企業金融機構	421,519,604	0	41,044,519	380,475,085
沖縄県農業協同組合	11,749,555	0	1,438,083	10,311,472
沖縄県労働金庫	10,235,286	0	1,178,427	9,056,859
計	3,800,273,761	54,000,000	205,068,059	3,649,205,702

当年度の企業債の借入状況は、前年度末残高3,800,273,761円で、年度内借入額は54,000,000円、本年度償還額が205,068,059円のため、本年度末残高は3,649,205,702円となっている。

② 一時借入金

(単位：円)

区分	期首残高	借入金	償還額	期末残高	備考
—	0	0	0	0	

令和2年度下水道事業会計 経営分析比率表

資産及び資本構成比率

分析項目	算式	2年度	元年度	説明
固定資産 構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	99.36	—	総資産に対する固定資産の占める割合を示すもので、大であれば資本が固定化の傾向にある。
固定負債 構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	39.02	—	総資本に対する固定負債の占める割合を示すもので、低いほど経営の安全性は大きい。
自己資本 構成比率	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	58.31	—	総資本に対する自己資本の占める割合を示すもので、大であるほど経営の安全性は大きい。
固定資産 対長期 資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{固定負債}+\text{繰延収益}} \times 100$	102.10	—	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべき企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	170.42	—	固定資産の調達は自己資本をその限度とすべしの原則から100%以下が望ましいが、公営企業の場合は企業債に依存するので高率になりやすい。
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	23.92	—	短期債務に対してこれに必ずべき流動資産が十分あるかどうかを示し、理想比率は200%以上といわれる。
酸性試験 比率	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	23.91	—	当座資産と流動負債との対比で当座比率ともいう。100%以上が望ましい。
現金比率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	18.79	—	現金預金のみによる流動負債の支払能力を測定する。20%以上が理想比率。
減価償却 累計率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{土地を除く有形固定資産の取得金額}}$	0.02	—	償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合である。法定耐用年数のうち、何年が経過したかの割合を示す。

回転率

分析項目	算式	2年度	元年度	説明
自己資本 回転率	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \times 1/2}$ <p>※自己資本=資本金+剰余金+繰延収益</p>	0.03	—	自己資本の活動能力を示すもので、比率が高いほど資本の回収が早く営業活動が活発である。したがって、収益性も大きい。
固定資産 回転率	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	0.02	—	営業収益に比し資本がどの程度に固定しているかを示し、この比率が低いことは固定資産への投資の過大を示し、高いほど設備の効率的使用を示す。
減価 償却率	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} - \text{当年度減価償却費}} \times 100$	2.54	—	償却資産のうち当年度減価償却額の占める割合を示す。
流動資産 回転率	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$	2.84	—	短期資産の活動状況を示し、比率が高いほど収益の回収が早く、健全性を示す。
未収金 回転率	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	11.95	—	未収金の回収速度を示すもので、高ければ高いほど回転が早く、債権が未回収のまま残留する期間が短いことを示す。
売上高 経常 利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	7.57	—	最も基本的な企業の収益性を見る指標であり、営業収益(売上高)に対して経常利益がどの程度生み出されているかを示す。

3 審査の意見

下水道事業については、令和2年度から地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行して初めての決算となる。このため、当年度は一部前年度との比較分析が困難な部分はあるが、公営企業会計の適用により下水道事業の資産状況等の把握が容易となったことに加え、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表により、経営成績や財政状況がこれまで以上に明確化される。

このことは、中長期的な経営計画や施設の更新計画など、将来の下水道経営を考えていく上で意義のあることである。

(1) 下水道事業経営について

損益計算書では、当年度純利益が1,504千円となっているが、他会計から補助金として138,000千円余が繰り入れられていることから、実質的には不足額が生じているといえる。今後は、下水道普及率と下水道接続率の向上に努め、下水道使用料をより多く確保し、早期に利益を計上できるよう不断の経営改善に努められたい。

下水道事業は、将来的に施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大などの課題が見込まれており、下水道サービスを安定的・持続的に提供するためには、中長期的な視点で経営の健全化を図る必要がある。

今後は、令和元年度に策定した西原町下水道事業経営戦略（計画期間令和2年度から令和11年度まで）に基づき、下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントに取り組むとともに、当該経営戦略を確実に実行することにより、良質な下水道サービスを提供していただきたい。

(2) 事務の執行について

ア 随意契約の締結に当たっては、原則2人以上の者から見積書を徴しなければならず、「特別の事情」があるときに限り、1人の者からの見積書徴取によることができるが、「特別の事情」を明確に説明できないにもかかわらず1人の者からの見積書聴取で契約した事例がみられた。今後は、「特別の事情」について客観的に説明できないものは、規定のとおり2人以上の者から見積書を徴していただきたい。

イ 随意契約において、複数の者から見積書を徴し、決定後、契約を締結しているが、契約者が見積もった金額のうち1万円未満の額を減した額で契約締結することを慣例として行っている事例がみられた。当該取扱いについては、根拠となる規定がないことや契約当事者の対等な立場の尊重、また、優越的地位の濫用にならぬよう、その取扱いを見直していただきたい。